

三重県漁港建設協会 規約

(名称)

第1条 この協会は、三重県漁港建設協会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を津市桜橋2丁目177番地の2一般社団法人三重県建設業協会内に置く。

(目的及び活動)

第3条 本会は、会員の経済的地位及び関係工事の施工技術の向上、ならびに会員相互の親睦をはかるため必要な活動を行うことを目的とする。

2 その他必要と認められる事業。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、漁港漁村・水産関係事業を業務項目とする建設業者とし、三重県内に本社又は支店・営業所を有し、一般社団法人三重県建設業協会の会員で、会員として3年以上在籍しているもの。

2 作業船又は潜水士が必要な海洋土木工事に於いて、元請として公共工事の施工実績を有するもの。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、第4条に定める資格を有し、役員会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める規定により、入会金および会費を納めなければならない。

2 既に納めた入会金及び会費は返還しない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、所定の手続きを経て役員会に報告しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えるなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条に規定する会員としての資格を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 民事再生法及び会社更生法の手続きを開始したとき。
- (4) 第10条に規定する会員資格承継の要件を満たさないとき。

(資格の承継)

第10条 会員が代表者の名義変更を行う場合には、その代表者と前代表者との間に同一性があると認められ、役員会において承認したときに限り会員資格を承継するものとする。

2 会員が法人の場合は、発行済み株式総数の過半数を有する者の変更等、実質的経営権を有する者に変更があった場合には、その実質的経営権を有するものと前の実質的経営権を有していた者との間に同一性があると認められ、役員会において承認したときに限り会員資格を承継するものとする。

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 11名以内（会長・副会長を含む）
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。

3 理事は、役員会を組織して、会務を執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

(費用の負担)

第15条 本会の事務を処理するための費用の一部を、一般社団法人三重県建設業協会に支払う。

2 一般社団法人三重県建設業協会に支払う費用については、別途協議するものとする。

(会議)

- 第16条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。
- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 - 3 役員会は会長、副会長・理事及び監事をもって構成する。
 - 4 会議は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によつて決する。
 - 5 総会及び役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(経費)

- 第17条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金その他の収入をもつてあてる。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 本規約によりがたい事項及び細部に関する事項については、役員会で定める。
- 2 本規約は、平成25年6月5日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は平成29年6月6日、総会において承認、同日より施行。